

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成23年 6 月21日提出

【計算期間】 第33期(自 平成22年 3 月24日 至 平成23年 3 月22日)

【ファンド名】 グリーン公社債投信 3 月号

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 花嶋 文雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 大澤 団

【連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【電話番号】 03 - 3277 - 1818

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a . ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 債券に属し、主としてわが国の公社債に実質的に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信	年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他()	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券(債券一般))			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性の定義

その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券一般に投資を行います。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

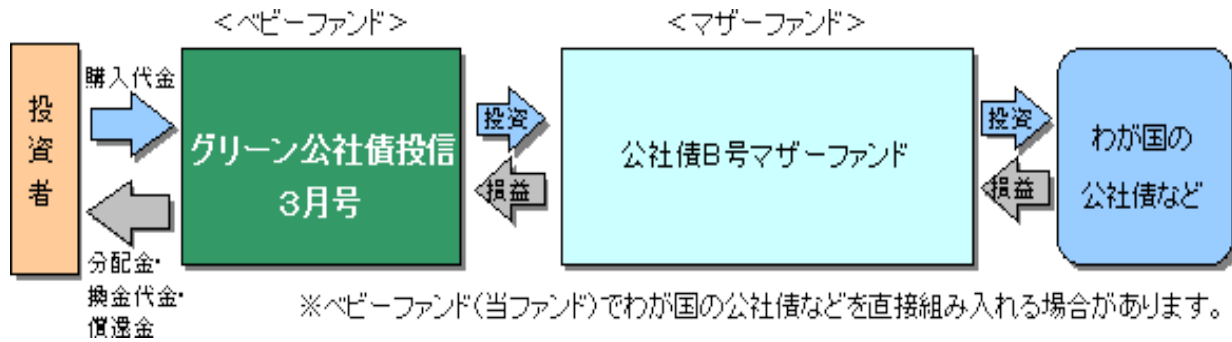
当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(債券)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド(当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



b. ファンドの特色

当ファンドは、公社債B号マザーファンドへの投資を通じてまたは直接わが国の公社債に投資することにより、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
詳しくは前述「ファンドの仕組み」をご覧ください。

主としてわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などの公社債で運用します。余裕金はコール・ローンなどで運用します。

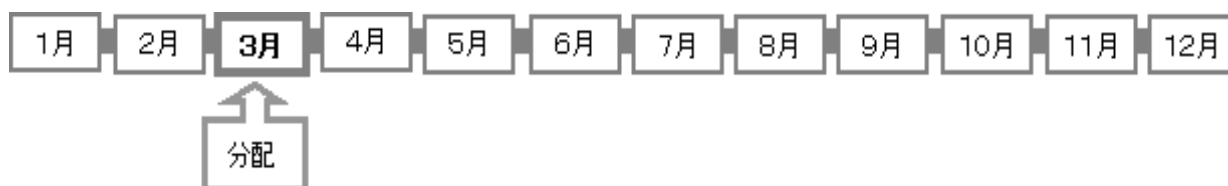
組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

主な投資制限

公社債への投資割合	公社債への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

原則として、年1回（毎年3月19日、19日および20日のいずれかが休業日の場合は、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日。）の決算時に、収益の分配を行います。



分配金は期中の運用成果によって決定されます。原則として、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を分配します。純資産総額が元本の額を下回った場合、分配を行いません。

決算日の「分配前」基準価額	収益分配
1万円を上回っている場合	原則、1万円超過分を全額分配
1万円を下回っている場合	分配を行いません

c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金300億円を限度として信託金を追加することができます。
 委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

投資信託振替制度への移行について

(イ) 当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。新光投信株式会社（以下「委託者」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、当ファンドの場合の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(ロ) 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記（イ）に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

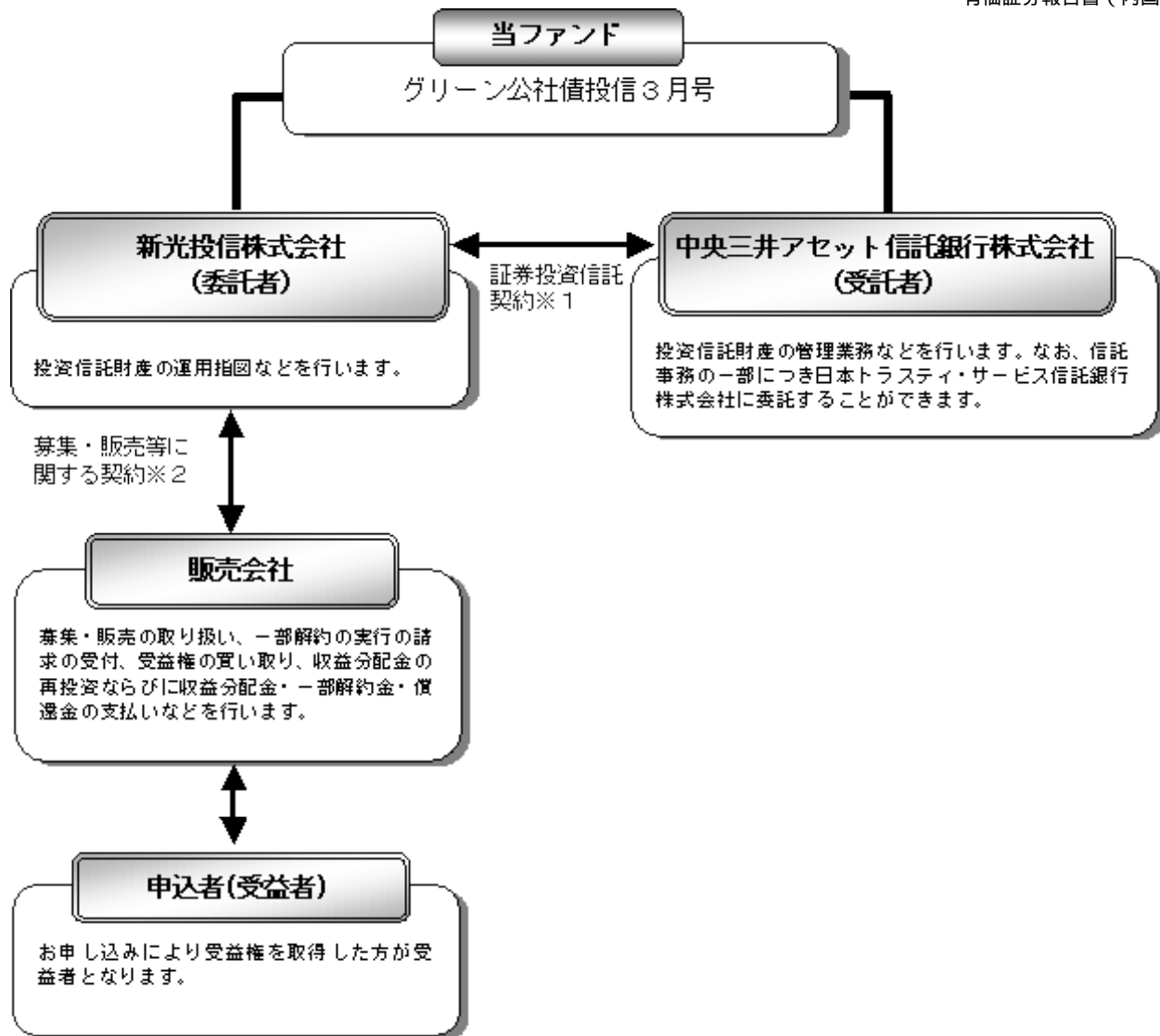
当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記（イ）に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和53年3月20日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
平成12年4月1日	信託の名称を「公社債投信3月号」から「グリーン公社債投信3月号」に変更
平成13年2月2日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成13年3月5日	予想分配型商品から実績分配型商品への移行および新たな投資対象として「公社債B号マザーファンド」を加える旨の約款変更の届出

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
なし認可

平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(八) 大株主の状況

(平成23年4月末現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ& コンサルティング	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、公社債B号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債への投資により、安定した収益の確保をめざした運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

公社債B号マザーファンド受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

公社債B号マザーファンド受益証券ならびにわが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行います。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

(ハ) 主な投資制限

公社債投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(その他に私募債(短期社債等を除きます。)および抵当証券等流動性の乏しいものへの運用指図は、投資信託財産の純資産総額の15%の範囲内で行うことができます。)

外貨建資産への投資は行いません。

マザーファンドの運用方針

公社債B号マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の公社債への投資により、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨建ての公社債を投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債などを中心に、利息等安定収益の確保を目的とした運用を行います。組入公社債の選定に当たっては、残存期間、流動性、発行体の信用力を考慮し、価格変動リスクの低減を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

また、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

平成23年6月21日現在、「公社債B号マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
グリーン公社債投信1月号
グリーン公社債投信2月号
グリーン公社債投信4月号
グリーン公社債投信5月号
グリーン公社債投信6月号
グリーン公社債投信7月号
グリーン公社債投信8月号
グリーン公社債投信9月号
グリーン公社債投信10月号
グリーン公社債投信11月号
グリーン公社債投信12月号

(2) 【投資対象】

a. 運用の指図範囲

(イ) 委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された公社債B号マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。なお、委託者は、投資信託財産の運用にあたって別に定める基本方針にしたがって、安定した収益の確保をめざして安定運用を行うよう、その指図を行うことができます。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）に限ります。）
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 公社債投資信託証券(外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。)
8. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
9. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
10. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号から第4号の証券および第6号の証券のうち第1号から第4号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(ロ) 委託者は、信託金を、上記(イ)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(ハ) 上記(イ)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記(ロ)に掲げる金融商品による運用をすることの指図をすることができます。

b. 先物

(イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記a.(ロ)第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記a.(ロ)第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに上記a.(ロ)第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c. スワップ

(イ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

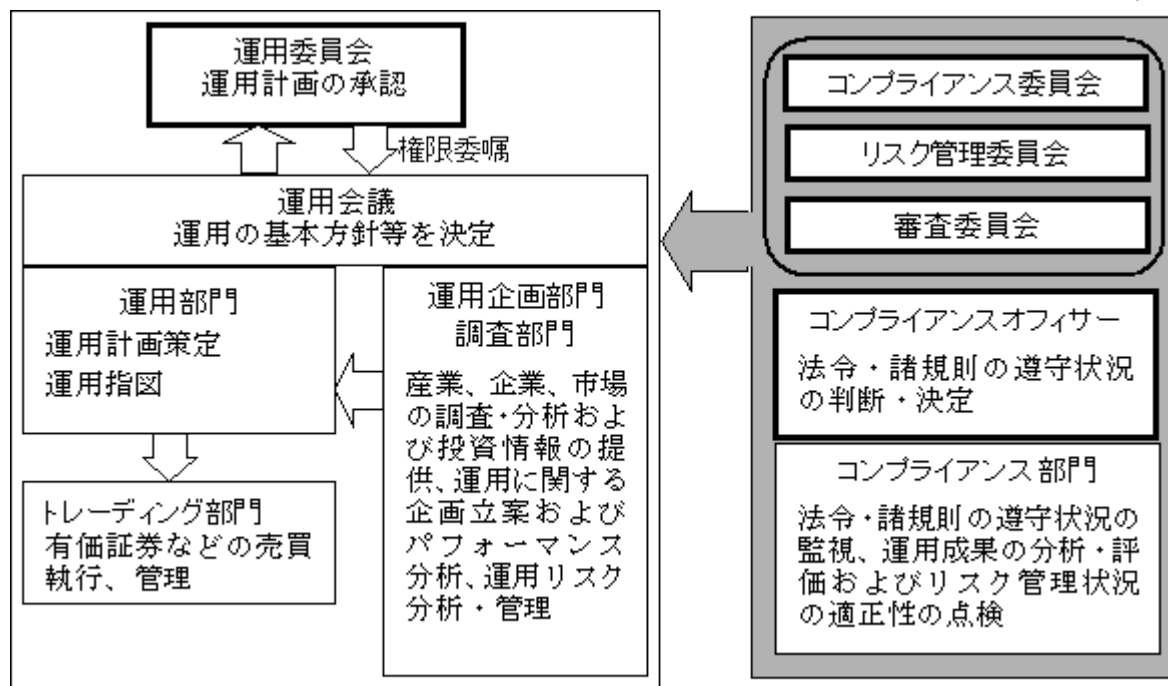
(ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



上記は平成23年6月21日現在のものであり、今後変更になることがあります。

PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門（10～15名程度）およびコンプライアンスオフィサー（1名）はこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

D0

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規が

あります。

(4) 【配分方針】

- a . 収益分配は年 1 回、原則として毎年 3 月 19 日（19 日および 20 日のいずれかが休業日のときは、19 日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、19 日に最も近い日）の決算時に、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を分配します。
- b . 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して 5 営業日まで、受益者に支払われます。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。
「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、課税対象者にかかる税金を差し引いた後、「グリーン公社債投信累積投資約款」にしたがった契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

- a . 外貨建資産への投資割合
外貨建資産への投資は行いません。
- b . 公社債投資信託証券への投資割合
公社債投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5 % 以内とします。
- c . 投資信託証券への投資割合
投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5 % 以内とします。
- d . 私募債等への投資割合
私募債（短期社債等を除きます。）および抵当証券等流動性の乏しいものへの運用指図は、投資信託財産の純資産総額の 15 % の範囲内で行うことができます。
- e . 投資する公社債の範囲
委託者が投資することを指図する公社債のうち、外国または外国法人の発行する邦貨建て公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建て公社債については、取引所に上場（上場予定を含みます。）されている銘柄およびこれに準ずるものとし、ただし、私募により発行された公社債ならびに社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。
- f . 公社債の貸し付けの指図および範囲
(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を下記（ロ）の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
(ロ) 公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
(ハ) 上記（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
(ニ) 委託者は公社債の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。
- g . 公社債の借り入れ
(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
(ロ) 借り入れの指図は、当該借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、借り入れにかかる公社債の時価総額が投資信託

財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 借り入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

h. 資金の借り入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。

2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

3. 借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

(ハ) 借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

(二) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

i. 受託者の自己または利害関係人等との取引

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(ロ) 上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは公社債など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

b. 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

c. 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドにおいて、特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．他のベビーファンドの影響

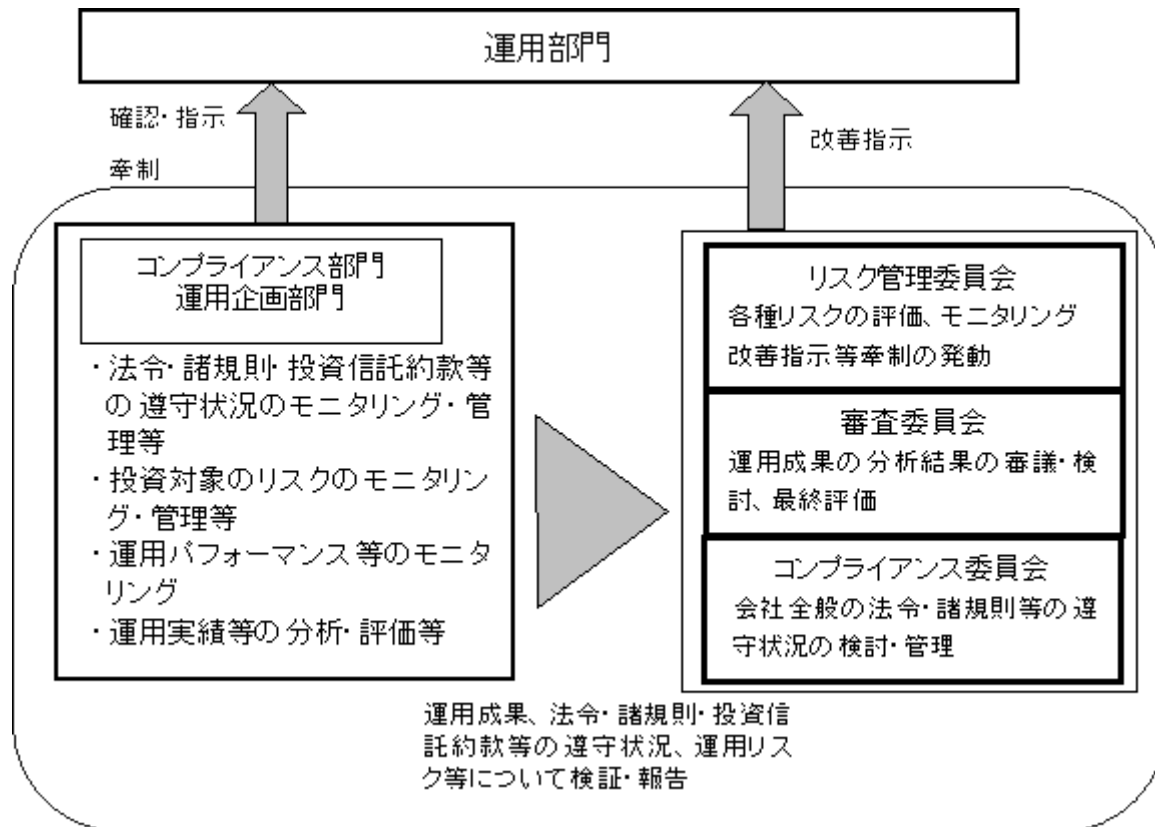
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点

- (イ) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- (ロ) 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (ハ) 投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- (ニ) 短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ホ) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



4【手数料等及び税金】

ファンドの取得から換金・償還までにかかるおもな費用と税金の概要

(詳しくは次の(1)～(5)をご覧ください。)

ファンドの取得時にかかる 費用と税金	<p>●申込手数料はありません。</p>	
▼		
ファンドの保有時にかかる 費用と税金	<ul style="list-style-type: none"> ●信託報酬 ●監査報酬+消費税等 ●信託事務の諸費用等+消費税等他 ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 <p style="text-align: right; font-size: small;">上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。</p>	
	◎分配金にかかる税金	分配金に対する所得税・地方税
▼		
ファンドの換金・償還時に かかる費用と税金	<ul style="list-style-type: none"> ●手数料+消費税等 	
	◎換金代金・償還金にかかる税金	個別元本超過額に対する所得税・地方税

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時に1万口につき以下に定める区分に応じた手数料および当該手数料にかかる消費税等（5%）が差し引かれます。

1. 平成13年3月21日以前に取得した受益権..... 1万口につき105円（税込）
2. 平成13年4月20日以降に取得した受益権..... 1万口につき26.25円（税込）以内の額で、受益者が受益権を取得した販売会社ごとに定めた額

手数料は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-684
 （受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
 インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

(3) 【信託報酬等】

a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に以下で計算される年当りの率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

信託報酬率は年10,000分の114.5（1.145%）から1.0（0.01%）の範囲内の率としております。

b. 毎日の信託報酬率は、当該計算日までの過去3ヵ月間の基準価額（分配金を含みます。）の年換算収益率（以下「年換算収益率」といいます。）に応じ、以下のとおりとします。

（イ）年換算収益率が0.28%以上の場合

年換算収益率に100分の12を乗じて10,000分の24.5を加えた率とします。

ただし、上記の計算による率が、10,000分の114.5を上回る場合の信託報酬率は年10,000分の114.5とします。

（ロ）年換算収益率が0.28%未満の場合

年換算収益率	信託報酬率
0.28%未満0.20%以上のとき	年10,000分の12
0.20%未満0.10%以上のとき	年10,000分の6
0.10%未満のとき	年10,000分の1

c. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との配分は次のとおりとします。

上記b.（イ）で、信託報酬率が年10,000分の114.5（1.145%）の場合

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託者	販売会社	受託者
	年 0.365%	年 0.730%	年 0.050%

上記b.（イ）で、信託報酬率が年10,000分の114.5（1.145%）以外の場合

受託者は純資産総額に対し年0.050%です。委託者と販売会社の配分については、信託報酬の総額から受託者の配分を控除した額において、委託者と販売会社の配分が上記（1.145%の場合）と同様になるよう按分します。

上記b.（ロ）の場合

年換算収益率	信託報酬率 （純資産総額に対し）	委託者	販売会社	受託者

0.28%未満0.20% 以上のとき	年0.12%	年0.03167%	年0.06333%	年0.0250%
0.20%未満0.10% 以上のとき	年0.06%	年0.01167%	年0.02333%	年0.0250%
0.10%未満のとき	年0.01%	年0.00083%	年0.00167%	年0.0075%

・販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、当該配分に対する消費税等に相当する金額を含みます。

(4) 【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者が立て替えた立替金の利息ならびにこれら諸経費にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- b. 投資信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、投資信託財産から支払われます。
監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。
- c. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

- a. 個別元本について
- (イ) 追加型公社債投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (ハ) 受益者が、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- b. 一部解約時および償還時の課税について
- 一部解約時および償還時の個別元本超過額は、利子所得として課税対象となります。課税対象額に対して20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。
- c. 収益分配金の課税について
- 決算日に基準価額が1万円を超過する分を全額分配し、利子所得として課税されます。基準価額が1万円に満たない場合は、翌期以降の決算日に元本1万円を超えるまでは分配は行われません。
- d. 課税の取り扱いについて
- (イ) 個人の受益者に対する課税
- 個人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われます。
- (ロ) 法人の受益者に対する課税
- 法人の受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収されます。徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

(八) 障害者等の少額貯蓄非課税制度（障害者等のマル優制度）について

当ファンドは障害者等のマル優制度適格の投資信託です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等は、上記「（５）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年4月28日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率	
有価証券	公社債券	地方債証券	日本	円 10,106,660	時価	% 1.5	
			小計	円 10,106,660	-	% 1.5	
		特殊債券	日本	円 20,097,759	時価	% 3.0	
			小計	円 20,097,759	-	% 3.0	
		社債券	普通社債券	日本	円 30,153,204	時価	% 4.5
				小計	円 30,153,204	-	% 4.5
	親投資信託	公社債B号マザーファンド受益証券	日本	円 585,047,724	時価	% 86.7	
			小計	円 585,047,724	-	% 86.7	
	その他資産	コール・ローン等		日本	円 29,573,902	負債控除後の取得価額	% 4.4
		純資産総額			円 674,979,249	-	% 100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(参考)

当ファンドは、「公社債B号マザーファンド」受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成23年4月28日現在)

分類	資産の種類		国・地域	金額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	地方債証券	日本	円 1,581,047,403	時価	% 19.7
			小計	円 1,581,047,403	-	% 19.7
		特殊債券	日本	円 4,118,834,909	時価	% 51.2

			小計	円	4,118,834,909	-	%
		社債券	普通社債券	日本	円	1,840,198,605	時価 22.9
			小計	円	1,840,198,605	-	22.9
その他 資産	コール・ローン等		日本	円	505,551,028	負債控除後の 取得価額	6.3
-	純資産総額			円	8,045,631,945	-	100.0

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年4月28日現在)

順位	銘柄名	国・ 地域	種類	数量(口)又 は額面(円)	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	公社債B号マザーファンド 受益証券	日本	親投資信託	568,338,571	1.0292	584,934,058	1.0294	585,047,724	-	-	86.67
2	第363回九州電力社債	日本	社債券	30,000,000	100.51	30,153,204	100.51	30,153,204	1.4300	2011.09.20	4.46
3	第22回都市再生債券	日本	特殊債券	20,000,000	100.48	20,097,759	100.48	20,097,759	1.0300	2011.11.17	2.97
4	第74回川崎市公募公債	日本	地方債証券	10,000,000	101.06	10,106,660	101.06	10,106,660	1.5000	2012.02.21	1.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率(平成23年4月28日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託	86.67
社債券	4.46
特殊債券	2.97
地方債証券	1.49
合計	95.61

株式業種別投資比率(平成23年4月28日現在)

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「公社債B号マザーファンド」受益証券ならびに本邦通貨建ての公社債を主要投資対象とします。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

（平成23年4月28日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	額面（円）	帳簿価額		評価額		利率（％）	償還期限	投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）			
1	第27号商工債券(1年)	日本	特殊債券	700,000,000	100.00	700,000,000	100.00	700,000,000	0.2700	2011.05.13	8.70
2	第485回東京電力社債	日本	社債券	600,000,000	100.18	601,090,839	100.18	601,090,839	1.3800	2011.06.22	7.47
3	第28号商工債券(1年)	日本	特殊債券	600,000,000	100.00	600,000,000	100.00	600,000,000	0.2500	2011.08.15	7.45
4	第12回都市再生債券	日本	特殊債券	370,000,000	100.84	373,122,460	100.84	373,122,460	1.5100	2011.12.20	4.63
5	第24回神奈川県公募公債(5年)	日本	地方債証券	350,700,000	100.99	354,178,941	100.99	354,178,941	1.3400	2012.03.20	4.40
6	第581回東京都公募公債	日本	地方債証券	339,440,000	100.91	342,539,708	100.91	342,539,708	1.4000	2012.01.25	4.25
7	第814回政府保証公営企業債券	日本	特殊債券	330,000,000	101.20	333,972,188	101.20	333,972,188	1.4000	2012.04.26	4.15
8	第582回東京都公募公債	日本	地方債証券	320,000,000	101.06	323,414,290	101.06	323,414,290	1.5000	2012.02.24	4.01
9	第1回新東京国際空港債券	日本	特殊債券	300,000,000	100.60	301,819,920	100.60	301,819,920	1.7000	2011.09.22	3.75
10	第36回三井住友銀行社債	日本	社債券	300,000,000	100.31	300,943,435	100.31	300,943,435	1.5700	2011.07.20	3.74
11	第38回東日本旅客鉄道社債	日本	社債券	300,000,000	100.22	300,684,279	100.22	300,684,279	0.7100	2011.09.20	3.73
12	第29号商工債券(1年)	日本	特殊債券	300,000,000	100.00	300,000,000	100.00	300,000,000	0.2000	2011.11.15	3.72
13	第209回信金中金債(5年)	日本	特殊債券	200,000,000	101.08	202,176,000	101.08	202,176,000	1.3500	2012.04.27	2.51
14	第2回凸版印刷社債	日本	社債券	200,000,000	100.69	201,388,454	100.69	201,388,454	1.4000	2011.11.14	2.50
15	第5回西日本高速道路社債	日本	特殊債券	200,000,000	100.38	200,773,015	100.38	200,773,015	0.7000	2012.03.19	2.49
16	第30号商工債券(1年)	日本	特殊債券	200,000,000	100.00	200,000,000	100.00	200,000,000	0.2300	2012.02.15	2.48
17	第680号農林債券	日本	特殊債券	170,000,000	100.97	171,658,520	100.97	171,658,520	1.5000	2012.01.27	2.13
18	第575回東京都公募公債	日本	地方債証券	170,000,000	100.25	170,425,662	100.25	170,425,662	1.2000	2011.07.25	2.11
19	第33回中小企業債券	日本	特殊債券	160,000,000	100.22	160,365,174	100.22	160,365,174	1.1600	2011.07.22	1.99
20	第578回東京都公募公債	日本	地方債証券	123,000,000	100.62	123,771,878	100.62	123,771,878	1.4000	2011.10.25	1.53
21	第679号農林債券	日本	特殊債券	120,000,000	100.82	120,989,409	100.82	120,989,409	1.4500	2011.12.27	1.50
22	第2回首都圏高速道路債券	日本	特殊債券	100,000,000	101.78	101,781,174	101.78	101,781,174	2.2600	2012.03.20	1.26
23	第678号農林債券	日本	特殊債券	100,000,000	100.74	100,743,278	100.74	100,743,278	1.4500	2011.11.25	1.25
24	第43回三菱東京UFJ銀行社債	日本	社債券	100,000,000	100.70	100,709,564	100.70	100,709,564	1.5600	2011.10.27	1.25
25	第487回東京電力社債	日本	社債券	100,000,000	100.65	100,650,932	100.65	100,650,932	1.4450	2011.10.26	1.25
26	第7回政府保証住宅金融公庫債券	日本	特殊債券	100,000,000	100.60	100,608,870	100.60	100,608,870	1.4000	2011.10.19	1.25
27	第125回政府保証預金保険機構債券	日本	特殊債券	100,000,000	100.52	100,522,081	100.52	100,522,081	0.9000	2012.01.25	1.24
28	第464回東京電力社債	日本	社債券	100,000,000	100.46	100,460,439	100.46	100,460,439	2.0250	2011.07.28	1.24
29	平成13年度第1回千葉県公募公債	日本	地方債証券	100,000,000	100.38	100,384,102	100.38	100,384,102	1.4000	2011.08.19	1.24
30	平成13年度第1回静岡県公募公債	日本	地方債証券	100,000,000	100.18	100,184,687	100.18	100,184,687	1.4000	2011.06.22	1.24

種類別投資比率（平成23年4月28日現在）

種類	投資比率（％）
特殊債券	51.19
社債券	22.87
地方債証券	19.65
合計	93.71

株式業種別投資比率（平成23年4月28日現在）

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

(単位：円)

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第31期計算期間末	801,464,057	804,716,396	10,000	10,041
第32期計算期間末	725,854,765	727,818,201	10,000	10,027
第33期計算期間末 (平成23年3月22日)	669,893,347	670,806,411	10,000	10,014
平成22年4月末日	739,943,581	-	10,002	-
平成22年5月末日	735,384,933	-	10,003	-
平成22年6月末日	717,490,110	-	10,004	-
平成22年7月末日	713,613,014	-	10,005	-
平成22年8月末日	704,616,225	-	10,006	-
平成22年9月末日	692,485,815	-	10,008	-
平成22年10月末日	687,752,436	-	10,009	-
平成22年11月末日	685,416,420	-	10,009	-
平成22年12月末日	679,532,289	-	10,011	-
平成23年1月末日	675,139,686	-	10,011	-
平成23年2月末日	671,953,758	-	10,012	-
平成23年3月末日	687,226,569	-	10,000	-
平成23年4月末日	674,979,249	-	10,000	-

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第31期計算期間 (平成21年3月23日)	40.58円
第32期計算期間 (平成22年3月23日)	27.05円
第33期計算期間 (平成23年3月22日)	13.63円

【収益率の推移】

決算期	収益率
-----	-----

第31期計算期間 (平成21年3月23日)	0.41%
第32期計算期間 (平成22年3月23日)	0.27%
第33期計算期間 (平成23年3月22日)	0.14%

(注1) 収益率は、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。

(注2) 収益率は小数第3位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第31期計算期間	30,344,238口	119,592,688口
第32期計算期間	24,110,704口	99,719,827口
第33期計算期間	21,779,255口	77,740,678口

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(イ) 取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、追加信託を行う日の前日の基準価額をもって購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

(ロ) 「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で別に定める「グリーン公社債投信累積投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

2 【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

(イ) 受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお申込受付時間は、原則として販売会社の定める時間までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

(ロ) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

平成18年12月29日時点で保護預かりをご利用されていた方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されていた方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有されている場合は、解約のお申し込みの際に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(八) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい、振替機関等の口座において当該口数の減少または記載が行われます。この場合における一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

受益者が一部解約の実行を請求したときは、一部解約金から以下に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額が控除されます。

1. 受益者が平成13年3月21日以前に取得した受益権の一部解約を行う場合

..... 1万口につき105円(税込)

2. 受益者が平成13年4月20日以降に取得した受益権の一部解約を行う場合

..... 1万口につき26.25円(税込)以内の額で、受益者が受益権を取得した販売会社ごとに
 定めた額

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額が控除されま
 す。

なお、手数料は販売会社ごとに異なります。また、一部解約の価額は毎営業日に算出されま
 すので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
 フリーダイヤル 0120-104-694
 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) に掲載されます。また、お問い合わせいただけま
 す基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(二) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受
 益者に支払います。

(ホ) 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の
 実行の請求の受付を中止することができます。

(へ) 上記(ホ)により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付
 中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部
 解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の
 最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(八)の規
 定に準じて計算された価額とします。

b. 受益権の買い取り

(イ) 販売会社は、受益者の請求があるときは、「分配金受取コース」および「分配金再投資
 コース」の両コースとも販売会社が定める単位で、その受益権を買い取ります。

なお申込受付時間は原則として販売会社の定める時間までとし、当該受付時間を過ぎた場
 合の申込受付日は翌営業日となります。

(ロ) 受益者は、受益権の買い取りの請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行
 うものとします。

平成18年12月29日時点で保護預かりをご利用されていた方の受益証券は、原則として一括し
 て全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されていた方で、平成19年1月
 4日以降も引き続き保有されている場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権
 とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意くだ
 さい。

(ハ) 受益権の買取価額は、その買い取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買い
 取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額および上記 a .

(八)に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額を控除した価額とします。

なお、手数料は販売会社ごとに異なります。また、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせください。

(二)買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から受益者に支払います。

(ホ)販売会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買い取りを中止することができます。

(ヘ)上記(ホ)により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして、上記(八)の規定に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-894
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
公社債等	原則として基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。) 価格情報会社の提供する価額

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年3月20日から翌年3月19日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

a. 信託の終了(投資信託契約の解約)

(イ) 委託者は、信託終了前にこの投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第38条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 委託者は、監督官庁からこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

(ハ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約します。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第42条の2第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ニ) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

(イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理

由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

(イ) 投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ロ) 受益権の買取価額は、その買い取りの申し込みを受け付けた日の基準価額から、当該買い取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額ならびに約款第36条第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等を控除した価額とします。

(ハ) 委託者は、受託者が上記(イ)の請求を受け付けた場合には、請求の受付日に当該請求にかかる受益権について信託の一部を解約し、受託者は当該一部解約金で反対者の買取金を支払うものとします。

(ニ) 受益者は、上記(イ)の請求をするときは、受益権をもって行うものとします。

(ホ) 受託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、上記(イ)による請求の受付を中止することができます。当該請求の受付が中止された場合には、受益者は請求の受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、当該受益者がその請求を撤回しない場合には、買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に上記(イ)に基づく請求を受け付けたものとして上記(ロ)に準じて計算された価額とします。

(ヘ) 上記(イ)の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ) 受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- ・ 関係法人との契約の更改
- 委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後10日以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号並びに平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第32期計算期間（平成21年3月24日から平成22年3月23日まで）については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則並びに内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第33期計算期間（平成22年3月24日から平成23年3月22日まで）については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則並びに内閣府令第45号附則第3条1項1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第32期計算期間（平成21年3月24日から平成22年3月23日まで）については同内閣府令附則第16条2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第33期計算期間（平成22年3月24日から平成23年3月22日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間（平成21年3月24日から平成22年3月23日まで）及び第33期計算期間（平成22年3月24日から平成23年3月22日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

グリーン公社債投信3月号 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第32期 (平成22年 3月23日現在)	第33期 (平成23年 3月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	55,244,439	30,963,040
地方債証券	13,160,940	10,119,832
特殊債券	40,061,563	20,115,556
社債券	-	30,192,276
親投資信託受益証券	638,693,862	579,989,919
未収利息	76,301	281,288
前払費用	41,424	10,294
流動資産合計	747,278,529	671,672,205
資産合計	747,278,529	671,672,205
負債の部		
流動負債		
未払金	13,160,940	-
未払収益分配金	1,963,436	913,064
未払解約金	4,892,453	370,442
未払受託者報酬	267,189	163,007
未払委託者報酬	1,111,120	309,794
その他未払費用	28,626	22,551
流動負債合計	21,423,764	1,778,858
負債合計	21,423,764	1,778,858
純資産の部		
元本等		
元本	725,854,494	669,893,071
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	271	276
元本等合計	725,854,765	669,893,347
純資産合計	725,854,765	669,893,347
負債純資産合計	747,278,529	671,672,205

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第32期 自平成21年 3月24日 至平成22年 3月23日	第33期 自平成22年 3月24日 至平成23年 3月22日
営業収益		
受取利息	1,173,649	849,578
有価証券売買等損益	2,325,247	605,728
営業収益合計	3,498,896	1,455,306
営業費用		
受託者報酬	267,189	163,007
委託者報酬	1,111,120	309,794
その他費用	28,626	22,551
営業費用合計	1,406,935	495,352
営業利益	2,091,961	959,954
経常利益	2,091,961	959,954
当期純利益	2,091,961	959,954
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	440	271
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	128,694	46,885
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	128,694	46,885
分配金	1,963,436	913,064
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	271	276

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第32期 自 平成21年 3月24日 至 平成22年 3月23日	第33期 自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 地方債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品 取引業者、銀行等の提示する価額 (ただし、売気配は使用いたしま せん。)、価格情報会社の提供する 価額又は日本証券業協会発表の売 買参考統計値(平均値)に基づい て評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信 託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。	(1) 地方債証券、特殊債券及び社債券 同左 (2) 親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前計算期間終了日の翌日及び当計算 期間終了日の翌日に該当する日が休業 日のため、信託約款の規定により、当計 算期間は平成21年3月24日から平成22 年3月23日までとなっております。	計算期間に関する事項 前計算期間終了日の翌日及び当計算 期間終了日に該当する日が休業日のた め、信託約款の規定により、当計算期間 は平成22年3月24日から平成23年3月22 日までとなっております。

(追加情報)

第32期 自 平成21年 3月24日 至 平成22年 3月23日	第33期 自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日
	当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融 商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基 準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しており ます。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第32期 [平成22年 3月23日現在]	第33期 [平成23年 3月22日現在]
1. 期首元本額	801,463,617円	725,854,494円
期中追加設定元本額	24,110,704円	21,779,255円
期中一部解約元本額	99,719,827円	77,740,678円
2. 計算期間末日における受益権の総数	725,854,494口	669,893,071口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第32期 自 平成21年 3月24日 至 平成22年 3月23日	第33期 自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日
分配金の計算過程	計算期間末における、純資産総額の元本 超過額1,963,707円を分配対象収益とし て、1,963,436円を分配金額としておりま す。	計算期間末における、純資産総額の元本 超過額913,340円を分配対象収益として、 913,064円を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第33期 自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日	
	1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、地方債証券、特殊債券、社債券及び親投資信託受益証券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。	
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。	

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

第33期 自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日	
1. 地方債証券、特殊債券、社債券及び親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。	
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第32期 [平成22年 3月23日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円)
地方債証券	13,160,940	-
特殊債券	40,061,563	38,437
親投資信託 受益証券	638,693,862	2,984,840
合 計	691,916,365	2,946,403

種 類	第33期 [平成23年 3月22日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
地方債証券	9,968
特殊債券	59,644
社 債 券	189,024
親投資信託 受益証券	1,239,655
合 計	981,019

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	第32期 自平成21年 3月24日 至平成22年 3月23日	第33期 自平成22年 3月24日 至平成23年 3月22日
		該当事項はありません。

取引の時価等に関する事項

種 類	第32期 [平成22年 3月23日現在]	第33期 [平成23年 3月22日現在]
		該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

	第32期 自平成21年 3月24日 至平成22年 3月23日	第33期 自平成22年 3月24日 至平成23年 3月22日
		該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第32期 [平成22年 3月23日現在]	第33期 [平成23年 3月22日現在]
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
地方債証券	第74回川崎市公募公債	10,000,000	10,119,832	
	地 方 債 証 券 小 計	10,000,000	10,119,832	
特殊債券	第22回都市再生債券	20,000,000	20,115,556	
	特 殊 債 券 小 計	20,000,000	20,115,556	
社 債 券	第363回九州電力社債	30,000,000	30,192,276	

社 債 券 小 計		30,000,000	30,192,276	
公 社 債 合 計		60,000,000	60,427,664	
種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備 考
親投資信託 受益証券	公社債B号マザーファンド	563,479,957	579,989,919	
親 投 資 信 託 受 益 証 券 小 計		563,479,957	579,989,919	
有 価 証 券 合 計		-	640,417,583	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「公社債B号マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「公社債B号マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

	[平成22年 3月23日現在]	[平成23年 3月22日現在]
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	557,972,589	579,716,076
地方債証券	2,821,913,410	1,212,506,078
特殊債券	4,459,335,316	4,182,010,343
社債券	1,204,066,229	2,142,736,763
未収利息	17,565,711	21,315,076
前払費用	920,494	856,484
流動資産合計	9,061,773,749	8,139,140,820
資産合計	9,061,773,749	8,139,140,820
負債の部		
流動負債		
未払金	101,012,000	-
流動負債合計	101,012,000	-
負債合計	101,012,000	-
純資産の部		
元本等		
元本	8,724,748,478	7,907,756,712
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	236,013,271	231,384,108
元本等合計	8,960,761,749	8,139,140,820
純資産合計	8,960,761,749	8,139,140,820
負債純資産合計	9,061,773,749	8,139,140,820

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成21年 3月24日 至 平成22年 3月23日	自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日
有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額（ただし、売気 配は使用いたしません。）、価格情報会社 の提供する価額又は日本証券業協会発表 の売買参考統計値（平均値）に基づいて 評価しております。	地方債証券、特殊債券及び社債証券 同左

(追加情報)

自 平成21年 3月24日 至 平成22年 3月23日	自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日
	当期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業 会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の 時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用 指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成22年 3月23日現在]	[平成23年 3月22日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首に おける当該親投資信託の元本額	9,524,499,903円	8,724,748,478円
同期中における追加設定元本額	224,617,230円	218,810,202円
同期中における一部解約元本額	1,024,368,655円	1,035,801,968円
同期末における元本の内訳		
グリーン公社債投信1月号	688,845,946円	620,763,431円
グリーン公社債投信2月号	667,648,056円	609,287,958円
グリーン公社債投信3月号	621,841,946円	563,479,957円
グリーン公社債投信4月号	632,292,062円	598,239,224円
グリーン公社債投信5月号	999,032,175円	930,951,084円
グリーン公社債投信6月号	732,311,081円	659,376,564円
グリーン公社債投信7月号	638,214,927円	589,601,359円
グリーン公社債投信8月号	703,977,728円	631,040,832円
グリーン公社債投信9月号	643,650,792円	575,551,221円
グリーン公社債投信10月号	592,722,584円	524,661,336円
グリーン公社債投信11月号	650,135,867円	591,757,321円
グリーン公社債投信12月号	1,154,075,314円	1,013,046,425円
合 計	8,724,748,478円	7,907,756,712円
2. 本報告書における開示対象ファンドの計算期 間末日における受益権の総数	8,724,748,478口	7,907,756,712口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、地方債証券、特殊債券、社債券であり、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。 市場リスク 市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。 信用リスク 組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。 流動性リスク 市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

時価の算定方法

自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日
1. 地方債証券、特殊債券及び社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成22年 3月23日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
地方債証券	2,821,913,410	17,631,415
特殊債券	4,459,335,316	3,805,974
社 債 券	1,204,066,229	2,650,771
合 計	8,485,314,955	24,088,160

種 類	[平成23年 3月22日現在]	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	

地方債証券	4,434,948
特殊債券	16,145,977
社債券	16,996,517
合計	37,577,442

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	自 平成21年 3月24日 至 平成22年 3月23日	自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日
	該当事項はありません。	

取引の時価等に関する事項

種 類	[平成22年 3月23日現在]	[平成23年 3月22日現在]
	該当事項はありません。	
		同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成21年 3月24日 至 平成22年 3月23日	自 平成22年 3月24日 至 平成23年 3月22日
	該当事項はありません。	
		同左

（1口当たり情報）

	[平成22年 3月23日現在]	[平成23年 3月22日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	1.0271円	1.0293円
（1万口当たり純資産額）	（10,271円）	（10,293円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
地方債証券	第575回東京都公募公債	170,000,000	170,604,631	
	第578回東京都公募公債	123,000,000	123,930,534	
	第581回東京都公募公債	339,440,000	342,961,286	
	第582回東京都公募公債	320,000,000	323,832,575	
	平成13年度第1回静岡県公募公債	100,000,000	100,308,896	
	平成13年度第2回愛知県公募公債	50,000,000	50,358,328	
	平成13年度第1回千葉県公募公債	100,000,000	100,509,828	
	地 方 債 証 券 小 計	1,202,440,000	1,212,506,078	
特殊債券	第807回政府保証公営企業債券	50,000,000	50,367,200	
	第33回中小企業債券	160,000,000	160,524,052	

第12回都市再生債券	200,000,000	201,945,534	
第12回都市再生債券	170,000,000	171,666,436	
第7回政府保証住宅金融公庫債券	100,000,000	100,738,296	
第1回新東京国際空港債券	300,000,000	302,277,980	
ろ号90回特別新東京国際空港債券	100,000,000	100,019,782	
い第671号農林債券	200,000,000	200,266,934	
い第671号農林債券	200,000,000	200,268,402	
い第678号農林債券	100,000,000	100,873,592	
い第679号農林債券	120,000,000	121,140,036	
い第680号農林債券	170,000,000	171,882,444	
第196回しんきん中金債券	500,000,000	500,039,655	
第27号商工債券(1年)	700,000,000	700,000,000	
第28号商工債券(1年)	600,000,000	600,000,000	
第29号商工債券(1年)	300,000,000	300,000,000	
第30号商工債券(1年)	200,000,000	200,000,000	
特 殊 債 券 小 計	4,170,000,000	4,182,010,343	

種 類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備 考
社 債 券	第2回凸版印刷社債	200,000,000	201,645,308	
	第43回三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	100,853,790	
	第35回三井住友銀行社債	300,000,000	300,332,255	
	第36回三井住友銀行社債	300,000,000	301,363,940	
	第38回東日本旅客鉄道社債	300,000,000	300,858,808	
	第464回東京電力社債	100,000,000	100,647,548	
	第485回東京電力社債	600,000,000	601,824,512	
	第487回東京電力社債	100,000,000	100,783,984	
	第452回中部電力社債	100,000,000	100,222,546	
	第301回北海道電力社債	34,000,000	34,204,072	
社 債 券 小 計		2,134,000,000	2,142,736,763	
有 価 証 券 合 計		7,506,440,000	7,537,253,184	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年4月28日現在）

「グリーン公社債投信3月号」

資産総額	678,080,692 円
負債総額	3,101,443 円
純資産総額（ - ）	674,979,249 円
発行済口数	674,948,112 口
1万口当たり純資産額（ / ）	10,000 円

(参考)

「公社債B号マザーファンド」

資産総額	8,698,168,152	円
負債総額	652,536,207	円
純資産総額(-)	8,045,631,945	円
発行済口数	7,815,466,636	口
1万口当たり純資産額(/)	10,294	円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(1) 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益者の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額（平成23年4月末現在）

資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

b . 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

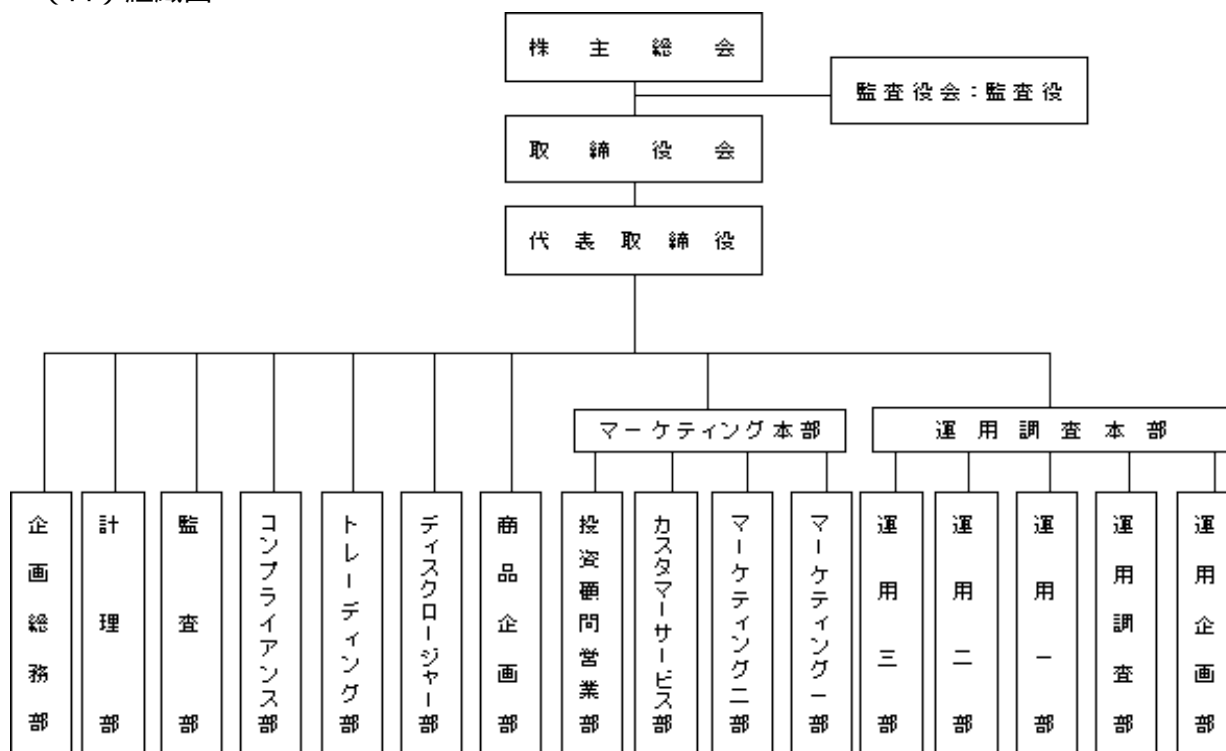
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

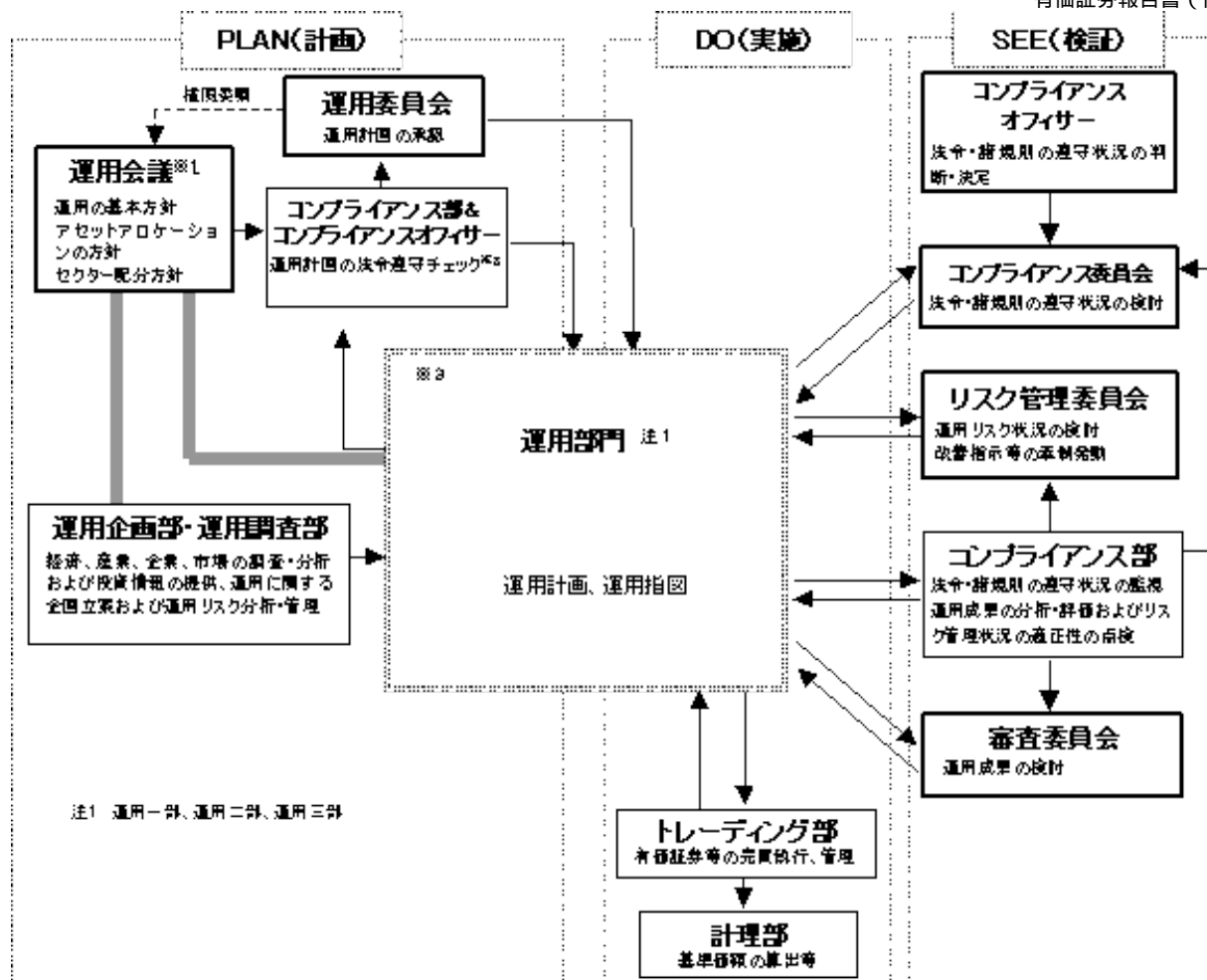
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が所行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年4月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成23年4月28日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	183	2,070,134
株式投資信託（合計）	154	1,640,420
単位型	2	7,470
追加型	152	1,632,950
公社債投資信託（合計）	29	429,713
単位型	2	934
追加型	27	428,779

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第51期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,375,054	8,121,107
有価証券	3,516,497	6,541,218
貯蔵品	4,913	4,821
前払金	24,431	45,671
前払費用	17,381	16,884
未収入金	4	96
未収委託者報酬	1,335,057	1,503,847
未収運用受託報酬	-	4,814
未収収益	33,303	30,417
繰延税金資産	138,637	169,661
流動資産合計	10,445,281	16,438,542
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2 24,796	2 25,487
器具・備品（純額）	2 38,095	2 43,414
リース資産（純額）	2 13,067	2 7,465
有形固定資産合計	75,959	76,366
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 73,596	3 28,112
無形固定資産合計	73,688	28,203
投資その他の資産		
投資有価証券	11,880,034	5,913,628
関係会社株式	77,100	77,100
長期貸付金	31	-
長期前払費用	1,113	75
長期未収入金	12,000	4,800
長期差入保証金	109,547	118,123

長期繰延税金資産	12,320	66,752
前払年金費用	467,715	521,967
長期性預金	500,000	1,300,000
その他	27,500	22,000
投資その他の資産合計	13,087,362	8,024,447
固定資産合計	13,237,010	8,129,018
資産合計	23,682,292	24,567,560

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	12,900	13,619
リース債務	23,125	11,280
未払金		
未払収益分配金	1,186	968
未払償還金	61,755	29,105
未払手数料	1 714,037	1 797,625
その他未払金	115,791	207,650
未払金合計	892,771	1,035,350
未払費用	1 71,575	158,152
未払法人税等	449,865	524,492
賞与引当金	164,600	227,900
役員賞与引当金	24,200	29,600
流動負債合計	1,639,036	2,000,396
固定負債		
長期リース債務	16,722	8,870
退職給付引当金	171,861	163,241
役員退職慰労引当金	66,958	93,958
執行役員退職慰労引当金	112,916	123,916
固定負債合計	368,458	389,987
負債合計	2,007,495	2,390,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計	14,502,612	15,125,082
自己株式	6,074	6,827
株主資本合計	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	107,742	227,077
評価・換算差額等合計	107,742	227,077
純資産合計	21,674,796	22,177,176
負債純資産合計	23,682,292	24,567,560

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	10,140,218	13,707,658
運用受託報酬	-	7,734
営業収益合計	10,140,218	13,715,392
営業費用		
支払手数料	1 5,826,460	1 7,740,156
広告宣伝費	187,354	233,413
公告費	4,179	2,409
調査費		
調査費	242,434	236,790
委託調査費	257,308	628,364
図書費	6,518	6,246
調査費合計	506,260	871,401
委託計算費	272,725	305,544
営業雑経費		
通信費	34,774	35,855
印刷費	163,737	184,349
協会費	8,276	9,581
諸会費	3,179	2,846
その他	16,843	15,462
営業雑経費合計	226,811	248,095
営業費用合計	7,023,791	9,401,021
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,000	2 92,400
給料・手当	1,065,538	1,163,225
賞与	152,422	196,708
給料合計	1,308,961	1,452,333
交際費	13,397	14,854
寄付金	5,017	4,189
旅費交通費	62,733	79,127
租税公課	35,175	39,168
不動産賃借料	195,056	202,024
賞与引当金繰入	164,600	227,900
役員賞与引当金繰入	24,200	29,600
役員退職慰労引当金繰入	26,583	27,000
退職給付費用	154,016	138,708
減価償却費	78,655	74,876
諸経費	331,667	401,431
一般管理費合計	2,400,064	2,691,215
営業利益	716,362	1,623,156

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	77,279	65,366
有価証券利息	74,885	54,422

受取利息	16,170	22,062
時効成立分配金・償還金	38,109	33,486
雑益	20,760	5,316
営業外収益合計	227,206	180,654
営業外費用		
支払利息	1,833	1,110
時効成立後支払分配金・償還金	4,940	1,617
雑損	1,979	924
営業外費用合計	8,753	3,652
経常利益	934,815	1,800,158
特別利益		
投資有価証券売却益	3,827	153,176
特別利益合計	3,827	153,176
特別損失		
固定資産除却損	3 335	3 6,253
投資有価証券売却損	3,060	78,650
投資有価証券評価損	-	17,772
ゴルフ会員権評価損	-	5,500
過年度減価償却費	41,013	-
本社移転費用	24,575	-
特別損失合計	68,983	108,176
税引前当期純利益	869,659	1,845,159
法人税、住民税及び事業税	4 472,673	4 734,171
法人税等調整額	106,678	3,586
法人税等合計	365,994	730,585
当期純利益	503,664	1,114,573

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524,300	4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期変動額		
当期変動額合計	-	-

当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,012,604	2,024,119
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	2,024,119	2,646,588
利益剰余金合計		
前期末残高	14,491,097	14,502,612
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
当期変動額合計	11,514	622,469
当期末残高	14,502,612	15,125,082

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4,616	6,074
当期変動額		
自己株式の取得	1,457	753
当期変動額合計	1,457	753
当期末残高	6,074	6,827
株主資本合計		
前期末残高	21,772,481	21,782,538
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	1,457	753
当期変動額合計	10,057	621,716
当期末残高	21,782,538	22,404,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	500,670	107,742
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)	392,928	119,335
当期変動額合計	392,928	119,335
当期末残高	107,742	227,077
純資産合計		

前期末残高	21,271,810	21,674,796
当期変動額		
剰余金の配当	492,149	492,103
当期純利益	503,664	1,114,573
自己株式の取得	1,457	753
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	392,928	119,335
当期変動額合計	402,985	502,380
当期末残高	21,674,796	22,177,176

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法（評価差額は、全部純 資産直入法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法、但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物（建物附属設備を除 く）については、定額法。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間 （5年）に基づく定額法により償却し ております。	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 同左 (2)無形固定資産 同左

重要な会計方針

項目	前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
2. 固定資産の減価償却 の方法	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産	(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産

<p>3 . 引当金の計上基準</p>	<p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当事業年度から定率法に変更しております。</p> <p>この変更により、前事業年度までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は25,403千円減少し、営業利益及び経常利益は15,609千円増加し、税引前当期純利益は25,403千円減少しております。</p> <p>(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p> <p>(2)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。</p>	<p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p> <p>(1)賞与引当金 同左</p> <p>(2)役員賞与引当金 同左</p>
---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
<p>3 . 引当金の計上基準</p>	<p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(会計方針の変更)</p>	<p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p>

<p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。</p> <p>数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。</p>	<p>(4)役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5)執行役員退職慰労引当金 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
-----------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------

会計処理方法の変更

前事業年度 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）	当事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）
	<p>（資産除去債務に関する会計基準の適用）</p> <p>当期から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成22年3月31日）	当事業年度 （平成23年3月31日）
<p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払手数料 563,753千円 未払費用 1,732千円</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 78,630千円 器具備品 333,552千円 リース資産 89,011千円</p> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 177,141千円</p>	<p>1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。</p> <p>未払手数料 639,627千円</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 60,723千円 器具備品 329,664千円 リース資産 98,457千円</p> <p>3. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 202,238千円</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,620,554千円	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 6,121,248千円
2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	2. 役員報酬の範囲額 同左
3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 335千円	3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 4,333千円 器具・備品 1,919千円
4. 法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。	4. 法人税、住民税及び事業税734,171千円のうち法人税は500,839千円、住民税は107,473千円、事業税125,859千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	474	169	-	643

(変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	643	113	-	756

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加113株は、単元未満株式の買取による増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日 定時株主総会	普通株式	492,103	270	平成22年3月31日	平成22年6月22日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,002,371	550	平成23年3月31日	平成23年6月21日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、 ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2. 固定資産の減価償却の方 法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同左 (2)リース資産の減価償却方法 同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
其他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
其他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融

商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行ってまいります。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的債券、その他有価証券（債券、投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	8,121,107	8,121,107	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	3,519,057	3,534,800	15,742
其他有価証券	8,686,616	8,686,616	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	1,503,847	-
(4) 長期性預金	1,300,000	1,300,000	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、当期において、其他有価証券で時価のある投資信託について17,772千円減損処理を行っております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金については、元利金の合計額を同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	326,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	8,120,113	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	2,000,000	1,500,000	-	-
其他有価証券	3,023,600	874,417	74,684	-
(3) 未収委託者報酬	1,503,847	-	-	-
(4) 長期性預金	-	1,300,000	-	-

(有価証券関係)

前事業年度(平成22年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	4,945,411	4,975,340	29,928
	(3) その他	-	-	-
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

2. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	62,732	45,457	17,275
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	その他	-	-	-
(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672	
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,311,300	1,313,244	1,944
	その他	-	-	-
(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440	
	小計	6,407,382	6,837,767	430,385
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

(注)非上場株式(貸借対照表計上額296,173千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

当事業年度(平成23年3月31日)

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	3,519,057	3,534,800	15,742
	(3)その他	-	-	-
	小計	3,519,057	3,534,800	15,742
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,519,057	3,534,800	15,742

2. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,011,100	1,007,222	3,877
	その他	-	-	-
(3)その他	1,055,620	1,023,000	32,620	
	小計	2,066,720	2,030,222	36,498

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	44,761	45,457	695
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	705,120	705,468	348
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,870,014	6,288,333	418,319
	小計	6,619,895	7,039,259	419,363
	合計	8,686,616	9,069,481	382,865

(注)非上場株式(貸借対照表計上額249,173千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	98,200	51,200	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	3,377,773	104,121	80,775
合計	3,475,973	155,321	80,775

5. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について17,772千円(その他有価証券)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)及び当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度(キャッシュバランス型)、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	863,276	923,938
(2)年金資産(千円)	891,335	940,384
(3)未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	28,058	16,445
(4)未認識数理計算上の差異(千円)	367,470	417,207
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	99,674	74,927
(6)貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(千円)	295,854	358,725
(7)前払年金費用(千円)	467,715	521,967
(8)退職給付引当金(6)-(7)(千円)	171,861	163,241

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成21年4月1日)	当事業年度 (自平成22年4月1日)

	至 平成22年3月31日)	至 平成23年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	88,343	82,778
(2)利息費用(千円)	17,358	21,581
(3)期待運用収益(減算)(千円)	14,831	17,826
(4)数理計算上の差異の費用処理額(千円)	75,157	63,027
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	24,747	24,747
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	141,279	124,813
(7)その他(千円)(注2)	12,736	13,894
(8)退職給付費用(6)+(7)(千円)	154,016	138,708

(注)1.執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度 24,086千円,当事業年度 23,250千円)については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2.「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付債務の計算基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.5%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳
繰延税金資産 (千円)	繰延税金資産 (千円)
賞与引当金損金算入限度超過額 76,822	賞与引当金損金算入限度超過額 104,776
減価償却費限度超過額 9,711	減価償却費限度超過額 8,449
退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876	退職給付引当金損金算入限度超過額 116,844
役員退職慰労引当金否認額 27,245	役員退職慰労引当金否認額 38,231
投資有価証券評価損否認 67,362	投資有価証券評価損否認 7,231
非上場株式評価損否認 32,458	非上場株式評価損否認 32,458
未払事業税否認 36,960	未払事業税否認 42,773
有価証券評価差額 73,917	有価証券評価差額 155,788
その他 49,290	その他 40,414
繰延税金資産小計 489,645	繰延税金資産小計 546,968
評価性引当額 143,338	評価性引当額 96,431
繰延税金資産合計 346,307	繰延税金資産合計 450,536
繰延税金負債	繰延税金負債
前払年金費用 190,313	前払年金費用 212,388
その他 5,036	その他 1,733
繰延税金負債合計 195,349	繰延税金負債合計 214,121
繰延税金資産の純額 150,957	繰延税金資産の純額 236,414
(注)繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	(注)繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。
(千円)	(千円)
流動資産 - 繰延税金資産 138,637	流動資産 - 繰延税金資産 169,661
固定資産 - 長期繰延税金資産 12,320	固定資産 - 長期繰延税金資産 66,752

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	(%)
	法定実効税率 40.69
	(調整)
	役員給与永久に損金算入されない項目 0.53
	交際費等永久に損金算入されない項目 0.81
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.09
	住民税均等割等 0.21
	税効果未認識差異 2.54
	その他 0.01
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 39.59

(セグメント情報等)

セグメント情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接76.70 間接7.04	当社設定の投資信託受益権の募集	債券等の現先取引 (注1)	1,099,573	短期貸付金	-

						・販売 役員の兼任	当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い（注2）	4,620,554	未払手 数料	563,753
--	--	--	--	--	--	--------------	----------------------------------------------------	-----------	-----------	---------

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
 2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
 3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注3)	科目	期末残高(千円) (注3)
同一の親会社を持つ会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借 (注1)	148,802	長期差入保証金	99,186
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 (注2) ハウジングサービス料支払 (注2)	44,184 16,824	その他未払金 その他未払金	3,866 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
 2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
 3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(注) 当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社（旧みずほ証券株式会社）と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円) (注3)	科目	期末残高(千円) (注3)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接 76.70 間接 7.87	当社設定の投資信託受益権の募集・販売 役員の兼任	債券等の現先取引(注1) 当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い(注2)	999,719 6,121,248	短期貸付金 未払手数料	- 639,627

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
 2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
 3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子

会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社（注4）	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借（注1）	160,641	長期差入保証金	107,916
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払（注2） ハウジングサービス料支払（注2）	48,084 16,824	その他未払金 その他未払金	5,808 1,472

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。
4. 同一の親会社を持つ会社である新光ビルディング株式会社は、平成22年7月1日に、商号をみずほ証券プロパティマネジメント株式会社としております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 11,892円19銭	1株当たり純資産額 12,168円58銭
1株当たり当期純利益金額 276円33銭	1株当たり当期純利益金額 611円54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式に係る純資産額（千円）	21,674,796	22,177,176
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822	1,822

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株式に係る当期純利益（千円）	503,664	1,114,573
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式の期中平均株式数（千株）	1,822	1,822

(重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度

(自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません	同左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 中央三井アセット信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成23年4月末現在、11,000百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成23年4月末現在）

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容

みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行 ^(注)	700,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
藍澤証券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和証券株式会社	511	同上
金山証券株式会社	504	同上
S M B C フレンド証券株式会社 ^(注)	27,270	同上
のぞみ証券株式会社	2,091	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社 ^(注)	6,100	同上
岡地証券株式会社	1,500	同上
株式会社池田泉州銀行	50,710	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社福岡銀行 ^(注)	82,329	同上
株式会社荘内銀行 ^(注)	7,000	同上

(注) S M B C フレンド証券株式会社、株式会社福岡銀行、株式会社みずほ銀行、ひろぎんウツミ屋証券株式会社および株式会社荘内銀行におきましては、募集・販売の取り扱いは行っておりません。

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益権の買い取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (7) 受益者に対する運用報告書の交付
- (8) 所得税および地方税の源泉徴収
- (9) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

(1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。

(2) 株式会社みずほ銀行は、委託者の株式の4.9%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成23年2月4日
有価証券報告書	平成22年6月17日
半期報告書	平成22年12月15日

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中 俊之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

新光投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグリーン公社債投信3月号の平成22年3月24日から平成23年3月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーン公社債投信3月号の平成23年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年4月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグリーン公社債投信3月号の平成21年3月24日から平成22年3月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グリーン公社債投信3月号の平成22年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)